

## 甲府市木造住宅耐震診断事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発及び耐震診断に関する知識の普及を図るとともに耐震診断の実施を促進するため、既存木造住宅の耐震診断事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定め、もって震災に強い街づくりを目指すことを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)耐震診断技術者 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講終了者をいう。

(2)既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法(軸組工法・伝統工法)で建築された住宅をいう。

(3)木造住宅耐震診断

次のいずれかにより、診断したものとする。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ (財)日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(4)総合評点

木造住宅耐震診断による総合評点をいう。

### (対象建築物)

第3 事業の対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、市内にある既存木造住宅で次の各号に該当するものとする。ただし、既にこの要綱に基づき耐震診断を実施したものは、除く。

(1)市内に住所を有する個人が所有し、かつ居住するもの

(2)2階建て以下のもの

(3)延べ面積300平方メートル以下のもの

(4)専用住宅、又は併用住宅で住宅部分の面積が過半のもの

### (実施内容)

第4 市長は、対象建築物の所有者が耐震診断を受けようとする場合に、耐震診断技術者を派遣して、耐震診断を実施する。

2 前項の場合において、総合評点(Iw)が1.0未満のものについては、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) 木造住宅耐震改修工事費の概算見積書の作成
- (2) 耐震診断結果及び耐震改修工事概要の所有者への説明
- (3) 耐震改修工事实績業者の案内

3 前項に係る費用については、市の負担とする。

(申込手続き)

第5 対象建築物の所有者で耐震診断を受けようとする者は、甲府市木造住宅耐震診断申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

(耐震診断の決定)

第6 市長は、申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断を行うことを決定したときは、甲府市木造住宅耐震診断実施（可否）決定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断を行わないと決定したときは、その理由を付して、同項の通知書により当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により通知した事項に変更が生じたときは、当該変更事項を甲府市木造住宅耐震診断実施変更通知書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、当該耐震診断の実施について条件を付することができる。

(耐震診断の取り消し)

第7 市長は、耐震診断の実施の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 事実と異なる申込み、その他の不正の行為により耐震診断の実施決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(耐震診断の取りやめ)

第8 第6第1項の通知を受けたものが、事情により耐震診断を取りやめようとするときは、その理由を明らかにし、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

(費用の請求)

第9 市長は、第7の規定により耐震診断の実施を取り消した場合において、当該取り消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断に要した費用に相当する額の返還を請求することができる。

(対象建築物に関する指導)

第10 市長は、耐震診断を受けた者に対して、対象建築物の地震に対する安全

性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第 1 1 この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日限り、効力を失う。

附則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り、効力を失う。

附則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日限り、効力を失う。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日限り、効力を失う。

附則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日限り、効力を失う。